

出生届

ご出産おめでとうございます



出生にともなう主な手続として次のようなものがあります。

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	手 続	必要なもの	お問合せ先
<input type="checkbox"/>	戸 籍	<p>○生まれた日を含めて14日以内に出生届を提出してください。14日目が土・日・祝日の場合は、その翌日の開庁日までです。</p> <p>◆「出生届出済証明書」をお渡しします。 (休日・夜間の受付の場合は、郵送となります。)</p> <p>○本籍地や住所が福山市以外の場合は、該当市区町村へ通知しますので、戸籍や住民票への記載に日数がかかります。</p>	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 印鑑 (押印は任意)	市民課 928-1058 本庁1階
<input type="checkbox"/>	住 民 票	<p>○出生届により記載されますので、手続は必要ありません。</p> <p>○「住民票コード通知票」を郵送またはお渡しします。</p> <p>○個人番号通知書は発行に1か月ほどかかりますので、マイナンバー確認書類が早急に必要の場合は、マイナンバーが記載された住民票の写しを請求してください。</p>	<input type="checkbox"/> 本人確認書類	
<input type="checkbox"/>	国民健康保険	<p>○社会保険などに加入しない場合は、国保加入の手続をしてください。</p> <p>○市の国保加入者が出産した場合は、産前産後期間の国民健康保険税を減額できる制度がありますので手続をしてください。</p> <p>○市の国保加入者が出産した場合は、出産育児一時金が支給されます。</p> <p>◆「直接支払制度」を利用する場合は、出産育児一時金を直接市から医療機関等に支払います。なお、出産費用が支給金額未済の場合は、申請により、その差額を国保加入者に支給します。</p> <p>◆「直接支払制度」を利用されない場合は、国保担当窓口へ申請してください。</p> <p>◆市の国保以外で出産育児一時金に相当する給付を受ける場合は、国保からは支給されません。</p>	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 世帯主と届出に該当する人のマイナンバー <input type="checkbox"/> 世帯主名義の預金通帳 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 出産費用の領収・明細書 <input type="checkbox"/> 直接支払制度合意書	保険年金課 資格課課担当 928-1055 給付担当 928-1054 本庁1階
<input type="checkbox"/>	国民年金	<p>○国民年金第1号被保険者が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度がありますので手続してください。</p>	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 基礎年金番号がわかるもの <input type="checkbox"/> マイナンバー	保険年金課 年金担当 928-1052 本庁1階
<input type="checkbox"/>	母子健康手帳等	<p>○母子健康手帳にある「赤ちゃん誕生届出カード」を提出してください。</p> <p>○「子どもの予防接種ファイル」、「あんしん子育て応援ガイド」などをお渡しします。</p>	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳	ネウボラ推進課 928-1252 本庁7階
<input type="checkbox"/>	子育て応援金	<p>○「こんにちは赤ちゃん訪問事業」後、対象者に個人通知します。</p>		
<input type="checkbox"/>	児 童 手 当	<p>○児童が生まれた日の翌日から15日以内に、請求者が住民登録をしている市区町村に申請してください。</p> <p>◆所得額により支給額が変わります。</p> <p>※2024年10月から制度改正により、対象児童の年齢・所得制限が変更になります。</p>	<input type="checkbox"/> 請求者名義の預金通帳 <input type="checkbox"/> 請求者の健康保険証 <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバー <input type="checkbox"/> 本人確認書類 など	
<input type="checkbox"/>	子ども医療助成	<p>○生まれた日の翌日から14日以内に、必ず窓口にお越しください。手続方法を説明します。14日を越えすと、生まれた日からの助成が受けられません。</p> <p>○保険診療による医療費の一部を、15歳到達後最初の3月31日(中学校修了)まで助成します。</p>	<input type="checkbox"/> お子様の健康保険証(後日提出可) <input type="checkbox"/> 保護者とお子様のマイナンバー <input type="checkbox"/> 本人確認書類 など	ネウボラ推進課 928-1070 本庁7階
<input type="checkbox"/>	児 童 扶 養 手 当	<p>■事前にご相談ください。</p> <p>○父母の離婚、父または母の死亡・拘禁・遺棄などにより、父または母のいない児童及び父または母が一定の障がいのある状態にある児童を養育している人に支給されます。</p> <p>◆所得制限などがあります。</p>	<input type="checkbox"/> 請求者名義の預金通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー など	
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療助成	<p>■事前にご相談ください。</p> <p>○18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を現に扶養している配偶者のない人とその児童など一定の要件に該当する場合に、保険診療による医療費の一部を助成します。</p> <p>◆本人及び扶養義務者の所得制限があります。</p>	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 場合により所得課税証明書 <input type="checkbox"/> 場合により戸籍謄本 <input type="checkbox"/> マイナンバー <input type="checkbox"/> 本人確認書類 など	
<input type="checkbox"/>	下 水 道	<p>○地下水(井戸水)使用の場合は、世帯人数変更の手続が必要です。</p> <p>○集落排水処理施設を使用の場合は、世帯人数変更の手続が必要です。</p>		ふくやま上下水道料金センター 928-1514 お客さまサービス課 928-1528 上下水道局
<input type="checkbox"/>	し尿くみとり	<p>○くみとり異動届(人員変更)が必要になる場合があります。</p>		廃棄物対策課 928-1074 本庁8階

▶窓口にお越しの際は、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など官公署が発行した書類、健康保険証など)をお持ちください。

お渡し日

市民課でお渡しするもの	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 戸籍証明(/ . :)	市民課 928-1058 本庁1階
	<input type="checkbox"/> 出生届出済証明書	<input type="checkbox"/> 住民票コード通知票	
	<input type="checkbox"/> 子どもの予防接種ファイル	<input type="checkbox"/> あんしん子育て応援ガイド <input type="checkbox"/> 児童手当等ご案内	
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証	<input type="checkbox"/> その他()	